

山梨県立スタートアップ支援センターカフェ運營業務に係る企画提案公募要領

山梨県では、山梨県立青少年センター旧本館の改修により、山梨県立スタートアップ支援センター（以下「支援センター」という。）の整備を進めており、令和7年11月から供用開始予定としている。

本事業においては、支援センターの施設利用者の利便性の確保とサービス向上を図るため、カフェ運營業務者の公募を実施する。

1 業務の概要

(1) 業務内容

別紙「山梨県立スタートアップ支援センターカフェ運營業務仕様書」のとおり

(2) 運営期間

① 運營業務者決定の日 ～ 令和8年3月31日（火）までとする。

※開店及び退去に要する期間は上記運営期間に含むものとする。

※開店は施設の共用開始日令和7年11月5日とすること。

② 運營業務者が運営の継続を希望し山梨県がこれを適当と認めた時は、当初の年度から4年目までの年度末を限度として更新することができる。ただし、県が施設を公用、公共用、又は公益事業等に使用する時には更新することができない。

③ 運営期間の途中で、運營業務者の自己都合により業務を停止することはできない。ただし、やむを得ない事情があると県が認めた場合はこの限りではない。

(3) 施設利用形態

運營業務者は地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づく行政財産使用許可を受けて運営するものとする。

2 応募資格

(1) 下記条件を全て満たす法人又は個人とする。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。

④ 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平

成 10 年 4 月 1 日)」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと。

- ⑤ 3 年以上飲食店を営んだ実績がある法人又は個人
- ⑥ 国税及び県税の滞納がないこと

3 質問方法及び質問送付先

本企画提案に対し質問がある場合には、質問票（様式 6 号）に記載の上、メールにてお問い合わせください。

- (1) 受付期限 令和 7 年 9 月 30 日（火）午後 5 時まで
- (2) 提出先 山梨県産業政策部スタートアップ・経営支援課
E-mail: startup@pref.yamanashi.lg.jp

(3) 質問に対する回答

質問者に回答するとともに質問及び資格申請のあった事業者すべてにメールにて回答いたします。

4 現地説明・見学会参加申込書の提出

現地説明・見学会への参加を希望する事業者は「現地説明・見学会参加申込書（様式 1 号）」をメールにより提出してください。

- (1) 提出期限 令和 7 年 9 月 24 日（水）午後 5 時
- (2) 提出先 上記 3（2）と同様

5 企画提案応募資格確認申請及び添付資料

(1) 企画提案書類

次に掲げる企画提案応募資格確認申請書及び添付書類を、各 1 部提出すること。

- ① 企画提案応募資格確認申請書（様式 2）
- ② 会社概要等整理表（様式 3）※法人のみ 既に作成されている会社概要等紹介のパンフレット等がある場合は、それを添付すること。
- ③ 登記事項証明書（個人の場合は住民票）
- ④ 過去 3 年間に飲食店を営んだ実績（様式 4）
- ⑤ 誓約書・役員名簿（様式 5-1、5-2）
- ⑥ 国税及び県税を滞納していないことが確認できる書類（納税証明書）

(2) 提出方法

山梨県産業政策部スタートアップ・経営支援課まで郵送または持参（県庁別館 3 階）してください。

① 宛先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内 1-6-1
山梨県産業政策部スタートアップ・経営支援課

② 受付時間（持参の場合）

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土・日・祝祭日を除く）

③ 提出期限

令和7年10月1日（水）午後5時必着

④ 提出書類について

申請者から提出された書類は返却しません。

また、書類等を受け付けた後、必要に応じて追加説明資料の提出を求めることがあります。

6 企画提案書類の提出

企画提案書類は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

(1) 提出書類

① 企画提案書（様式7）

仕様書及び審査基準に基づき、具体的な店舗の方向性、運営内容等を記載すること。

② 業務実施体制（様式7-1）

③ 収支計画書（様式7-3）

④ 提案者の業務概要書

・様式は任意とし、既存のものやパンフレットでも可とする（個人の場合は経歴書等）

・直近の決算資料（法人の場合は損益計算書・貸借対照表など財務状況が確認できる資料、個人の場合は所得税確定申告書の写し）を添付すること

(2) 提出部数

書面により正本1部、電子データにて副本を提出すること。

(3) 提出方法

正本は持参または郵便、副本はメールもしくはDVD等にデータを記録する等で提出すること。持参以外の方法で提出した場合は、到達したことを電話で確認すること。

① 宛先

5（2）と同様

② 受付時間（持参の場合）

5（2）と同様

③ 提出期限

令和7年10月6日（月）午後5時必着

④ 提出書類について

5（2）と同様

7 審査について

(1) 審査

① 企画提案書の審査は、別添「審査基準」に基づき、山梨県立スタートアップ支援センターカフェ運営事業者選定審査会（以下、「審査会」という。）が行います。

- ② 審査はプレゼンテーション・ヒアリングにより、企画提案内容等について総合的に審査し、審査員の採点の合計により各提案者の順位を決め、最高得点の者を最優秀提案者とします。
- ③ 最高得点の者が同点の場合、審査会において協議の上、最優秀提案者を決定します。

(2) 結果の通知

企画提案者に対し、書面をもって選定結果を通知します。

8 確認書の締結

審査の結果、最優秀提案者と協議を行い、運営に係る基本条件を定めた確認書を締結します。ただし、最優秀提案者と協議が整わない場合は、次点の提案者と協議します。

9 その他

- ・ 企画提案に要する費用の一切は、参加者の負担とすること。
- ・ 提出された書類は返却しません。
- ・ 参加表明後に企画提案書の提出を辞退する場合は、不参加表明書（様式8）によるものとし、企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはしません。
- ・ 提出書類の内容及び審査の結果により、本業務の確認書、仕様書に反映する場合があります。

10 スケジュール

(1) 公募開始

令和7年9月11日（木）

(2) 現地説明・見学会参加申込書提出期限

令和7年9月24日（水）午後5時

(3) 現地説明・見学会

令和7年9月25日（木）午後2時

(4) 質問受付

令和7年9月30日（火）午後5時まで

(5) 資格確認申請提出期限

令和7年10月1日（水）午後5時必着

(6) 企画提案書提出期限

令和7年10月6日（月）午後5時必着

(7) プレゼンテーション

令和7年10月上旬予定（別途連絡します。）

(8) 結果発表

令和7年10月中旬予定

10 本件に関する問い合わせ

山梨県産業政策部スタートアップ・経営支援課
スタートアップ支援担当

住所：山梨県甲府市丸の内1-6-1

TEL：055-223-1544（直通）

E-mail：startup@pref.yamanashi.lg.jp